

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年5月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第8号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第7条政策推進室の款政策企画課の項第7号を同項第11号とし、同項第6号の次に次の4号を加える。

- (7) 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「評価条例」という。）による事務の統轄に関すること。
- (8) 評価条例による政策の評価に関すること。
- (9) 評価条例による施策の評価に関する事務の統轄に関すること。
- (10) 評価条例第11条第1項に規定する委員会（政策及び施策の評価に関するものに限る。）及び行政評価調査会議に関すること。

第8条総務部の款行政改革課の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 評価条例による事務事業の評価に関する事務の統轄及び評価条例による外郭団体の経営評価に関すること。

第8条総務部の款行政改革課の項に次の2号を加える。

- (8) 外郭団体経営評価専門員に関すること。
- (9) 評価条例第11条第1項に規定する委員会（事務事業の評価に関するものに限る。）に関すること。

第11条市民生活部の款地域づくり推進課の項第13号を同項第14号とし、同項第12号中「及び生活安全施策懇話会」を「、生活安全施策懇話会及び路上喫煙等対

策審議会」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例による事務に関する事。

第14条都市景観部の款景観政策課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 景観重要建造物に係る土地及び建物の取得及び管理に関する事。

第14条建築指導部の款建築審査課の項第21号中「住宅金融公庫」を「住宅金融支援機構」に改める。

第15条建設企画部の款建設企画課の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 評価条例による公共事業の評価に関する事務の統轄に関する事。

第15条建設企画部の款建設企画課の項に次の1号を加える。

(6) 評価条例第11条第2項に規定する委員会（公共事業の評価に関するものに限る。）に関する事。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)